

平成 27 年 6 月吉日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

会長 一 戸 隆 男

(公印省略)

第 4 6 回実態調査の実施について（ご協力のお願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年も、『第 4 6 回（平成 2 7 年度）実態調査』を実施いたしますので、全ての会員各社様に、もれなくご回答をお寄せいただきたくお願い申し上げる次第です。会員各社様の秘密保持のため、調査は無記名とし、集計および解析はすべて(有)キーメディアに委託して実施いたします。

さて、昨年改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号、所謂「品確法」）では、その基本理念の一つとして、「公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。」ことを掲げ、建設後の維持管理業務も、この法体系の中を含むことを明示しました。この理念に従って、発注関係事務の運用に関する指針（平成 27 年 1 月 30 日）が策定されたことを踏まえ、国、地方公共団体等におけるビルメンテナンス業務の発注関係事務に関しても、その運用が適切に行われるよう、厚生労働省から『ガイドライン』が発出されました。

このガイドラインの策定に際しては、本実態調査の結果報告が現状確認のための資料として大いに活用されたところでございます。この他、現在、全国協会ではビルクリーニング技能検定の複数等級化や外国人技能実習制度の導入、エコチューニングビジネスモデル創生事業など、国の事業ともかかわりながら新事業の展開に取り組んでいるところですが、これら事業でまず要求されるのは現状把握であります。その現状把握の基礎は、この実態調査にあります。

このようなものとして実態調査を活用させていただけていることについて、ご回答の皆様のご協力で改めて感謝を申し上げますとともに、本年も引き続きご回答をお願いするところでございます。また、ご回答をいただけていない会員各位にも、業界の経営環境改善事業遂行のために、本実態調査事業へのご参加を切にお願いするものであります。

なお、皆様にお答えいただいた結果は、データ処理され、弊会発行の『月刊 ビルメンテナンス』に要約版が掲載されるとともに、毎年発行される『ビルメンテナンス情報年鑑』に詳細なデータが発表されます。これらのデータは、地域と企業規模を指標としてグラフ化されており是非、経営的指標としてもお使いいただきたいと思います。

お忙しい中、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具